

運輸審議会半年報

平成30年1月～6月

国土交通省運輸審議会

は し が き

平成30年1月から同年6月までの6ヶ月における運輸審議会の業務の概要を明らかにするため、運輸審議会半年報をここに刊行する。

この半年報は、運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第7条の規定に基づく業務報告書として作成したもので、同期間における運輸審議会の活動概要、事案等の処理状況、答申書、当審議会の委員の構成等を集録している。

この半年報が運輸に関する諸問題の理解の参考になれば幸いである。

運輸審議会半年報

平成30年1月～6月

I	今期の活動概要	2
II	運輸審議会審議事案等の処理状況	3
III	答申書	
	自動車	
	平30第5001号 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長（仙台市）について	4
	平30第5002号 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長（秋田交通圏）について	9
	平30第5003号 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長（熊本交通圏）について	14
	平30第5004号 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長（広島交通圏）について	20
	平30第5005号 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長（大分市）について	26
IV	部会	32
V	報告聴取	33
VI	委員の構成等	35

I 今期の活動概要

■ 概況

今期は、審議案件が5件あり、答申を5件（自動車5件）行った。また、他にも諮問を受けた案件が10件あり、審議を継続している。

1 審議案件

○ 自動車

3月27日に諮問された一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長（仙台市、秋田交通圏及び熊本交通圏）事案について、4月3日、12日及び26日並びに5月10日及び15日に審議の上、同月17日に指定の期限を延長することが適当である旨答申した。

4月26日に諮問された一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長（広島交通圏、大分市）事案について、5月10日及び17日に審議の上、同月24日に指定の期限を延長することが適当である旨答申した。

5月15日に諮問された一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長（新潟交通圏、長野交通圏、金沢交通圏、京浜交通圏、北九州交通圏、長崎交通圏、宮崎交通圏及び鹿児島市）事案について、同月22日並びに6月7日及び21日に審議を行い、その後も審議を継続している。（注1）

6月1日に諮問された一般乗用旅客自

動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長（神戸市域交通圏）事案について、同月7日及び21日に審議を行い、その後も審議を継続している。（注2）

2 その他案件

○ 現地調査

3月13日に製品安全評価センター、同月27日に（独）海技教育機構練習船「海王丸」、6月28日に海上保安庁海洋情報部について、それぞれ現地調査を行った。

○ 報告聴取

36件の案件について報告を聴取した。



製品安全評価センターでの現地調査



（独）海技教育機構練習船「海王丸」での現地調査

（注1）同事案については7月5日に指定の期限を延長することが適当である旨答申している。

（注2）同事案については7月5日に指定の期限を延長することが適当である旨答申している。

II 運輸審議会審議事案等の処理状況

(平成30年1月1日から
平成30年6月30日まで)

1 事案処理状況

区 分	鉄・ 軌道	自 動 車	航 空	港 湾	運 輸 安 全	そ の 他	計
答 申 事 案 件 数	0	5	0	0	0	0	5
公聴会開催事案件数	0	0	0	0	0	0	0
意見聴取実施事案件数	0	0	0	0	0	0	0
部会審議事案件数	0	0	0	0	0	0	0
説 明 聴 取 事 案 件 数	0	0	0	0	0	0	0
事 後 通 知 事 案 件 数	4	0	0	0	0	0	4

2 その他の状況

区 分	鉄・ 軌道	自 動 車	航 空	港 湾	運 輸 安 全	そ の 他	計
過 去 の 答 申 に 基 づ く フ ォ ロ ー ア ッ プ 件 数	0	0	0	0	0	0	0
報 告 聴 取 件 数	2	2	2	3	2	25	36
現 地 調 査 件 数	0	0	0	0	0	3	3

Ⅲ 答申書

自動車

○国土交通省告示第 710 号（平成 30 年 6 月 4 日）

国 運 審 第 8 号

平成 30 年 5 月 17 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平 30 第 5001 号

平成 30 年 3 月 27 日付け国自旅第 319 号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、仙台市（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき東北運輸局長が定める営業区域の「仙台市」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、平成30年6月1日から平成33年5月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、仙台市における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成27年5月31日に、仙台市を平成27年6月1日から平成30年5月31日までの間、特定地域として指定した。

特定地域に指定された後、仙台市においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成28年11月25日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供給輸送力の削減）及び活性化に取り組み始めたところである。

ただ、仙台市では現時点で、事業環境の改善が認められず、国土交通大臣は、タクシー事業の適正化及び活性化の取組を今後も安定的に継続して実施することが必要であると考え、平成30年6月1日から平成33年5月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)まで(以下「指定基準」という。)のいずれにも該当する場合に、更に3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
 - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

仙台市は、所管局によると、協議会において平成28年11月25日に特定地域計画が議決されており、かつ、次のとおり上記2.の【指定基準】

のいずれにも該当している。

- (1) 平成28年度の実働実車率は27.6%であり、平成13年度と比較して19.7%減少している。
- (2) 平成28年度の赤字事業者車両数シェアが55.7%と1/2以上である。
- (3) 人口が約108万人の仙台市を含む営業区域である。
- (4) 平成28年度の総実車キロが43,556,748キロであり前年度と比較して11.7%の減少となっている。
- (5) 平成28年度の日車営収が25,094円であり、平成13年度と比較して30.1%減少している。また、平成28年度の日車実車キロが64.0キロであり、平成13年度と比較して32.4%減少している。
- (6) 仙台市における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年3月23日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

4. 以上のように、仙台市については、現時点で事業環境の改善が認められず、また、特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組を実施し始めたところであるので、早期の指定解除に向けて、今後も適正化及び活性化の取組を安定的に継続して実施する必要があると認められる。

このため、国土交通大臣が仙台市について特定地域の指定の期限を延長することは、適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回指定の期限を延長した特定地域において、早期の指定解除が実現できるよう、タクシーに係る各種指標等の改善状況を把握するとともに、事業環境の改善に向け、特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組状況並びにそれに対する利用者の評価の把握に努め、こうした取組が滞っている場合には、協議会に対して指導・監督していただきたい。

また、毎年、タクシーに係る各種指標等が出た際に当審議会に報告していただきたい。

さらに、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

2. 国土交通大臣は、特定地域の協議会関係者が、特定地域の指定は例外的な措置であり、適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を確実に実施していくことが求められているとの認識を持ち続けるよう、協議会を指導していただきたい。

国 運 審 第 9 号
平成30年5月17日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平30第5002号

平成30年3月27日付け国自旅第319号をもって諮問された上記の事
案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、秋田交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき東北運輸局長が定める営業区域の「秋田交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、平成30年6月1日から平成33年5月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、秋田交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成27年5月31日に、秋田交通圏を平成27年6月1日から平成30年5月31日までの間、特定地域として指定した。

特定地域に指定された後、秋田交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成28年10月14日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供給輸送力の削減）及び活性化に取り組み始めたところである。

ただ、秋田交通圏では現時点で、事業環境の改善が認められず、国土交通大臣は、タクシー事業の適正化及び活性化の取組を今後も安定的に継続して実施することが必要であると考え、平成30年6月1日から平成33年5月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)まで(以下「指定基準」という。)のいずれにも該当する場合に、更に3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
 - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

秋田交通圏は、所管局によると、協議会において平成28年10月14

日に特定地域計画が議決されており、かつ、次のとおり上記２．の【指定基準】のいずれにも該当している。

- (１) 平成２８年度の実働実車率は２４．７％であり、平成１３年度と比較して２６．１％減少している。
- (２) 平成２８年度の赤字事業者車両数シェアが６３．９％と１／２以上である。
- (３) 人口が約３１万人の秋田市を含む営業区域である。
- (４) 平成２８年度の実車キロが７，２１７，６８７キロであり前年度と比較して４．２％の減少となっている。
- (５) 平成２８年度の日車營收が２２，９１５円であり、平成１３年度と比較して７．１％減少している。また、平成２８年度の日車実車キロが５０．６キロであり、平成１３年度と比較して１４．６％減少している。
- (６) 秋田交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年３月２２日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

４．以上のように、秋田交通圏については、現時点で事業環境の改善が認められず、また、特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組を実施し始めたところであるので、早期の指定解除に向けて、今後も適正化及び活性化の取組を安定的に継続して実施する必要があると認められる。

このため、国土交通大臣が秋田交通圏について特定地域の指定の期限を延長することは、適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回指定の期限を延長した特定地域において、早期の指定解除が実現できるよう、タクシーに係る各種指標等の改善状況を把握するとともに、事業環境の改善に向け、特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組状況並びにそれに対する利用者の評価の把握に努め、こうした取組が滞っている場合には、協議会に対して指導・監督していただきたい。

また、毎年、タクシーに係る各種指標等が出た際に当審議会に報告していただきたい。

さらに、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

2. 国土交通大臣は、特定地域の協議会関係者が、特定地域の指定は例外的な措置であり、適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を確実に実施していくことが求められているとの認識を持ち続けるよう、協議会を指導していただきたい。

国 運 審 第 1 0 号
平成 3 0 年 5 月 1 7 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平 3 0 第 5 0 0 3 号

平成 3 0 年 3 月 2 7 日付け国自旅第 3 1 9 号をもって諮問された上記の事
案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、熊本交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「熊本交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、平成30年6月1日から平成31年3月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、熊本交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成27年5月31日に、熊本交通圏を平成27年6月1日から平成30年5月31日までの間、特定地域として指定した。

特定地域に指定された後、熊本交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成29年5月9日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供給輸送力の削減）及び活性化に取り組み始めたところである。

熊本交通圏では現時点で、事業環境の改善の兆しが認められるものの、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、取組の実施により事業環境が改善したかどうかについて判断することが困難であることから、国土交通大臣は、指定から3年後の年度において実施された適正化及び活性化の取組の効果が反映された輸送実績等を踏まえ、事業

環境が改善したかどうかについてより確実に判断できるよう、平成30年6月1日から平成31年3月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)まで(以下「指定基準」という。)のいずれかに該当しない場合には、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度の末日まで指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
 - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

熊本交通圏は、所管局によると、協議会において平成29年5月9日に特定地域計画が議決されているが、次のとおり上記2.の【指定基準】に一部該当していない。

- (1) 平成28年度の実働実車率は27.8%であり、平成13年度と比較して16.9%減少している。
- (2) 平成28年度の赤字事業者車両数シェアが19.9%で、1/3未満のシェアとなっており、指定基準に該当しない。
- (3) 人口が約73万人の熊本市を含む営業区域である。
- (4) 平成28年度の総実車キロが31,451,468キロで、前年度と比較して5.6%の増加となっており、指定基準に該当しない。
- (5) 平成28年度の日車營收が24,980円で、平成13年度と比較して19.8%増加しており、また、平成28年度の日車実車キロが64.4キロで、平成13年度と比較して1.1%減少にとどまり、指定基準に該当しない。

また、法令違反件数の直近5年間の平均値が0.0120件/100万キロで、事故発生件数の直近5年間の平均値が3.872件/100万キロで、いずれも直近5年間の全国平均値を下回っているため、指定基準に該当しない。

- (6) 熊本交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年3月19日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

以上、平成28年度の輸送実績等では、指定基準(2)、(4)及び(5)について該当しなかった。

ただし、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、国土交通大臣は、取組の実施により事業環境が改善したかどうかについて現時点で判断することができない。

4. 以上のように、熊本交通圏については、平成28年度輸送実績等が指定基準に一部該当せず、事業環境の改善の兆しが認められるものの、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、取組の実施

により事業環境が改善したかどうかについて現時点で判断することは困難な状態である。

このため、指定から3年後の年度において実施された適正化及び活性化の取組の効果が反映された輸送実績等が判明し、当該事業環境の改善の兆しが、取組の実施によるものであると国土交通大臣がより確実に判断できる平成31年3月31日まで、熊本交通圏について特定地域の指定の期限を延長することは適当であると認める。

要 望 事 項

特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、平成30年6月1日から平成31年3月31日までの指定期限の延長としているが、指定期限満了後も安定的に事業環境の改善が継続されるよう、国土交通大臣は、延長期間中における特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組が確実に行われるよう、協議会を指導していただきたい。

○国土交通省告示第 722 号（平成 30 年 6 月 8 日）

国 運 審 第 1 1 号

平成 3 0 年 5 月 2 4 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平 3 0 第 5 0 0 4 号

平成 3 0 年 4 月 2 6 日付け国自旅第 3 4 号をもって諮問された上記の事案
について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、広島交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき中国運輸局長が定める営業区域の「広島交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、平成30年7月1日から平成31年3月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、広島交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成27年6月30日に、広島交通圏を平成27年7月1日から平成30年6月30日までの間、特定地域として指定した。

特定地域に指定された後、広島交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成29年4月27日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供給輸送力の削減）及び活性化に取り組み始めたところである。

広島交通圏では現時点で、事業環境の改善の兆しが認められるものの、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、取組の実施により事業環境が改善したかどうかについて判断することが困難であることから、国土交通大臣は、指定から3年後の年度において実施された適正化及び活性化の取組の効果が反映された輸送実績等を踏まえ、事業

環境が改善したかどうかについてより確実に判断できるよう、平成30年7月1日から平成31年3月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)まで(以下「指定基準」という。)のいずれかに該当しない場合には、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度の末日まで指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
 - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

広島交通圏は、所管局によると、協議会において平成29年4月27日に特定地域計画が議決されているが、次のとおり上記2.の【指定基準】に一部該当していない。

- (1) 平成28年度の実働実車率は29.2%であり、平成13年度と比較して20.3%減少している。
- (2) 平成28年度の赤字事業者車両数シェアが44.9%と1/3以上であるが、前年度と比較して6.0ポイント減少しており、指定基準に該当しない。
- (3) 人口が約119万人の広島市を含む営業区域である。
- (4) 平成28年度の総実車キロが62,306,818キロで、前年度と比較して2.4%減少している。
- (5) 平成28年度の日車営収が27,536円で、平成13年度と比較して17.3%減少している。また、平成28年度の日車実車キロが78.0キロで、平成13年度と比較して22.2%減少している。
- (6) 広島交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年4月24日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

以上、平成28年度の輸送実績等では、指定基準(2)について該当しなかった。

ただし、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、国土交通大臣は、取組の実施により事業環境が改善したかどうかについて現時点で判断することができない。

4. 以上のように、広島交通圏については、平成28年度輸送実績等が指定基準に一部該当せず、事業環境の改善の兆しが認められるものの、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、取組の実施により事業環境が改善したかどうかについて現時点で判断することは困難な状態である。

このため、指定から3年後の年度において実施された適正化及び活性化の取組の効果が反映された輸送実績等が判明し、当該事業環境の改善の兆

しが、取組の実施によるものであると国土交通大臣がより確実に判断できる平成31年3月31日まで、広島交通圏について特定地域の指定の期限を延長することは適当であると認める。

要 望 事 項

特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、平成30年7月1日から平成31年3月31日までの指定期限の延長としているが、指定期限満了後も安定的に事業環境の改善が継続されるよう、国土交通大臣は、延長期間中における特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組が確実に行われるよう、協議会を指導していただきたい。

国 運 審 第 1 2 号

平成30年5月24日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平30第5005号

平成30年4月26日付け国自旅第34号をもって諮問された上記の事案
について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、大分市（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「大分市」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、平成30年7月1日から平成31年3月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、大分市における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成27年6月30日に、大分市を平成27年7月1日から平成30年6月30日までの間、特定地域として指定した。

特定地域に指定された後、大分市においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成29年4月4日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供給輸送力の削減）及び活性化に取り組み始めたところである。

大分市では現時点で、事業環境の改善の兆しが認められるものの、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、取組の実施により事業環境が改善したかどうかについて判断することが困難であることから、国土交通大臣は、指定から3年後の年度において実施された適正化及び活性化の取組の効果が反映された輸送実績等を踏まえ、事業環境

が改善したかどうかについてより確実に判断できるよう、平成30年7月1日から平成31年3月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)まで(以下「指定基準」という。)のいずれかに該当しない場合には、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度の末日まで指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
 - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

大分市は、所管局によると、協議会において平成29年4月4日に特定地域計画が議決されているが、次のとおり上記2. の【指定基準】に一部該当していない。

- (1) 平成28年度の実働実車率は28.6%であり、平成13年度と比較して24.2%減少している。
- (2) 平成28年度の赤字事業者車両数シェアが34.3%と1/3以上であるが、前年度と比較して29.0ポイント減少しており、指定基準に該当しない。
- (3) 人口が約48万人の大分市を含む営業区域である。
- (4) 平成28年度の総実車キロが14,167,949キロで、前年度と比較して2.3%減少している。
- (5) 平成28年度の日車営収が22,984円で、平成13年度と比較して6.4%減少している。また、平成28年度の日車実車キロが65.7キロで、平成13年度と比較して15.4%減少している。
- (6) 大分市における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年4月23日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

以上、平成28年度の輸送実績等では、指定基準(2)について該当しなかった。

ただし、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、国土交通大臣は、取組の実施により事業環境が改善したかどうかについて現時点で判断することができない。

4. 以上のように、大分市については、平成28年度輸送実績等が指定基準に一部該当せず、事業環境の改善の兆しが認められるものの、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、取組の実施により事業環境が改善したかどうかについて現時点で判断することは困難な状態である。

このため、指定から3年後の年度において実施された適正化及び活性化の取組の効果が反映された輸送実績等が判明し、当該事業環境の改善の兆

しが、取組の実施によるものであると国土交通大臣がより確実に判断できる平成31年3月31日まで、大分市について特定地域の指定の期限を延長することは適当であると認める。

要 望 事 項

特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、平成30年7月1日から平成31年3月31日までの指定期限の延長としているが、指定期限満了後も安定的に事業環境の改善が継続されるよう、国土交通大臣は、延長期間中における特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組が確実に行われるよう、協議会を指導していただきたい。

IV 部会

運輸安全確保部会

審議月日	事 案 の 内 容	開 催 場 所
3月29日	運輸安全マネジメント制度の実績及び効果並びに運輸審議会答申を踏まえた取組について	国土交通省2号館 16階運輸安全会議室

(備考) 運輸審議会本審議会・運輸安全確保部会合同会議として開催

V 報告聴取

年月日	事 案 の 内 容	説 明 部 局
1月9日	平成29年の審議状況について	運輸審議会審理室
1月11日	平成30年度総合政策局予算（交通関係）概要について	総合政策局
1月16日	平成30年度航空局予算概要について	航空局
1月18日	水素基本戦略の策定について	総合政策局
1月23日	平成30年度鉄道局予算概要について	鉄道局
1月25日	国際コンテナ戦略港湾政策について	港湾局
1月30日	熊本地震での九州新幹線脱線事故についての調査報告書	運輸安全委員会 事務局
2月1日	平成30年度海事局予算概要について	海事局
2月6日	平成30年度自動車局予算概要について	自動車局
2月8日	平成30年度国土交通省税制改正（運輸関係）について	総合政策局
2月13日	多様な交通形態を活用した地域公共交通維持施策に関する調査研究について	海事局
2月15日	平成30年度港湾局予算概要について	港湾局
2月20日	平成30年度北海道局予算概要について	北海道局
2月22日	平成30年度海上保安庁予算概要について	海上保安庁
2月27日	平成30年度気象庁予算概要について	気象庁
3月1日	海上輸送の安全にかかわる情報（平成28年度）について	海事局
3月6日	東京オリ・パラ大会を見据えた国土交通省のサイバーセキュリティ対策について	総合政策局
3月8日	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正について	総合政策局
3月15日	海外社会資本への我が国事業者の参入の促進に関する法律案（海外インフラ展開法案）について	総合政策局
3月20日	豪州の運輸事情について	大臣官房
3月22日	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案（シップサイクル法）について	海事局
3月29日	運輸安全マネジメント制度の実績及び効果並びに運輸審議会答申を踏まえた取組について	運輸安全監理官室
4月5日	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案について	港湾局
4月10日	平成30年度観光庁予算概要について	観光庁
4月17日	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）の一部改正について	総合政策局

4月19日	不適切な自動車の完成検査事案を受けた国土交通省の対応	自動車局
4月24日	国土交通フォーカス2018について	総合政策局
5月15日	外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律について	観光庁
5月24日	長距離貨物輸送における複合一貫輸送の実態と労働生産性	国土技術政策研究所
5月29日	大都市交通センサス調査について	総合政策局
5月31日	「持続可能な地域航空のあり方に関する検討会」最終とりまとめについて	航空局
6月5日	外航海運の現状と課題について	海事局
6月12日	インバウンドの現状と独立行政法人国際観光振興機構の取組について	観光庁
6月14日	(独)鉄道・運輸機構の中期計画について	鉄道・運輸機構
6月19日	運輸分野における個人の財・サービスの仲介ビジネスに係る国際的な動向・問題点に関する調査研究について	国土交通政策研究所
6月26日	交通政策白書について	総合政策局

VI 委員の構成等

○委員

平成30年6月30日現在の運輸審議会委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名
会 長	原 田 尚 志
会長の職務を代理する常勤の委員	牧 満
委員(非常勤)	松 田 英 三
委員(非常勤)	河 野 康 子
委員(非常勤)	根 本 敏 則
委員(非常勤)	山 田 攝 子

(備考)

委員の任命(再任) 山田 攝子 委員(平成30年3月2日付け)

○運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員

平成30年6月30日現在の運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名
部 会 長	牧 満
部会長の職務を代理する委員	松 田 英 三
委員	山 田 攝 子
専 門 委 員	井 川 勇 喜 夫
専 門 委 員	稲 葉 緑
専 門 委 員	井 料 美 帆
専 門 委 員	小 松 原 明 哲
専 門 委 員	酒 井 ゆ き え
専 門 委 員	佐 々 木 司
専 門 委 員	渡 辺 研 司

○事案処理職員

平成30年6月30日現在の事案処理職員は、次のとおりである。

官 職	氏 名
総合政策局次長(運輸審議会審理室長)	松 本 年 弘
総合政策局運輸審議会審理室 調査官	石 崎 憲 寛
総合政策局運輸審議会審理室 主査	柳 瀬 大 地

運輸審議会半年報

平成30年1月～6月